

越生町合併処理浄化槽維持管理費補助金のご案内

公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の維持管理費用の一部を補助しております。**最高で10,000円の補助金が毎年度**受けられます。

◆補助が受けられる区域と浄化槽について◆

- ・専用住宅に設置された合併処理浄化槽（10人槽以下）が対象です。
 - ・公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く区域。
- ※ 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上であることが必要です。
- ※ **公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域内の方は、早めに公共下水道又は農業集落排水へ接続するようお願いします。**
- ※ 補助金を受けることができる方は、町に住んでいる方となります。
- ※ 町税の滞納がある場合は、補助金を交付できません。

◆補助対象となる維持管理経費について◆

合併処理浄化槽（10人槽以下）の保守点検費用（年3回以上実施）と法定検査手数料（年1回）を合計した金額が補助対象経費となります。

ただし、町へ申請書を提出する日の前日から過去1年間に支払った保守点検の費用及び過去1年間に行った法定検査の手数料とします。

◆補助金額について◆

補助金額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額です。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとし、上限は10,000円です。

【補助金額の計算例】

- ・保守点検費用（4回分合計） 18,900円（業者により費用は異なります。）
- ・法定検査手数料（1回分） 5,000円（一律） → 浄化槽法11条検査の場合
(浄化槽法7条検査の場合は13,000円)
※ 7条検査は浄化槽設置後初めての検査

計 23,900円

23,900円×1/2=11,950円≒11,000円 > 10,000円 → 10,000円

- ※ 1,000円未満は切り捨てとし、上限は10,000円
よって、10,000円が補助金額となります。

お問い合わせ先：越生町役場 まちづくり整備課 環境管理担当

電話：292-3121 内線153・156